

令和3年11月4日

青森県教育委員会第874回定例会

期 日 令和3年11月4日(木)  
場 所 教育庁教育委員会室

## 会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 陳 情
  - 陳情第1号 県立高等学校教育改革に係る件について …………… 1
- 3 議 案
  - 議案第1号 青森県スポーツ推進審議会委員の人事について …… 2
- 4 その他
  - 青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画(案)に  
関する地区懇談会における意見等について …………… 3
  - 職員の懲戒処分の状況について …………… 4
- 5 閉 会

# 陳情第 1 号

## 県立高等学校教育改革に係る件について

### 1 「青森県立浪岡高等学校存続等を求める要望書」の件

- ・提出者住所 青森県青森市長島 1 丁目 1 番 1 号
- ・提出者氏名 青森県議会議員 鹿内 博 外 2 名
- ・受理年月日 令和 3 年 1 0 月 2 1 日

### 2 「青森県立高等学校地域校の基本方針に係る猶予期間の設定を求める要望書」の件

- ・提出者住所 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 3 2 1 番地
- ・提出者氏名 地域校立地町村連絡協議会会長 平田 衛 外 3 名
- ・受理年月日 令和 3 年 1 0 月 2 9 日

### 3 「青森県立高等学校教育改革推進計画第 2 期実施計画（案）に対する要望書」の件

- ・提出者住所 青森県青森市長島 1 丁目 1 番 1 号
- ・提出者氏名 青森県議会議員 川村 悟 外 2 名
- ・受理年月日 令和 3 年 1 0 月 2 9 日

# 議案第 1 号

## 青森県スポーツ推進審議会委員の人事について

青森県スポーツ推進審議会委員の人事を次のとおり行う

大 野 智 子  
小山内 睦 子  
川 畑 智 子  
澤 田 孝 頼  
鹿 内 葵  
下川原 堅 藏  
津 田 英 一  
中 嶋 亜 弥  
成 田 一二三  
迫 祐 子  
東 山 国 男  
船 場 亜 希  
法 官 新 一  
本 間 正 行  
増 田 あけみ  
目 澤 伸 一  
六 角 正 人

青森県スポーツ推進審議会委員を委嘱する

任期は令和3年11月13日から令和5年11月12日までとする

令和3年11月13日

青森県教育委員会

## [その他]

### 青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画（案）に関する 地区懇談会における意見等について

別冊1：青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画（案）に関する  
地区懇談会における意見等について（令和3年8月31日までに寄  
せられた意見等）

別冊2：青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画（案）に関する  
地区懇談会における意見等について（令和3年9月1日以降に寄せ  
られた意見等）

別冊3：青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画（案）に関する  
意見等を踏まえたこれまでの検討状況について

## [その他]

### 職員の懲戒処分の状況について 令和3年11月（10月1日～10月31日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 中南地域弘前市の小学校 教諭（48歳 女性）
- ②事件の概要等 人身事故（治療期間が15日以上30日未満）、信号無視
- ・ 平成29年12月27日（水）午前10時20分頃
  - ・ 南津軽郡田舎館村内の国道
  - ・ 自動車を運転中、雪のため赤信号を認識するのが遅れ、ブレーキを踏んだが止まりきれずに交差点に進入したため、左側から同交差点に進入してきた自動車と衝突したもの。
  - ・ 事故の相手方（男性1名（運転者）、女性1名（同乗者） 運転者は15日未満の加療、同乗者は15日以上30日未満の加療）
- ③処分内容 戒告
- ④処分年月日 令和3年10月1日

# 参 考 資 料

第 8 7 4 回定例会（令和 3 年 1 1 月）

- 陳情第 1 号  
県立高等学校教育改革に係る件について P1～P15
- 議案第 1 号  
青森県スポーツ推進審議会委員の人事について P16～P17

令和3年10月21日

青森県教育委員会教育長

和嶋 延寿様

青森県議会議員（青森市選出）

鹿内 博

渋谷 哲一

吉俣 洋

（五十音順）

## 青森県立浪岡高等学校存続等を求める要望書

青森県教育委員会教育長はじめ教育委員の皆様には、本県教育振興にご尽力されていることに心から敬意を表します。

私たちは、これまで県立高等学校教育改革は、教育振興並びに県政の最重要課題の一つと認識し、県議会で議論して参りました。

特に、先の第307回県議会定例会では、第2期実施計画（案）を中心に、一般質問、決算特別委員会で取り上げる質疑を行って参りました。

また、同計画（案）に関する地区懇談会に参加するなど関係者の意見を聞き、県教育委員会の見解と対応を伺って参りました。





しかしながら、現時点において、同計画（案）に同意できるとは言い難く、むしろ多くの疑問、問題点、矛盾を指摘せざるを得ず、地区懇談会の状況を見ても関係住民の理解を得たとは到底認められません。

それにもかかわらず、県教育委員会は今後、地区懇談会の実施を予定せず、教育委員会議を複数回開催して11月以降に同計画（案）の取り扱いを決定するとのスケジュールは、県議会の議論も不十分なまま同計画（案）を見切り発車的に決定する懸念を持たざるを得ません。

については、同計画（案）を見切り発車的に決定するのではなく、さらに議論と検討を重ね、真に関係者の理解と協力が得られる県立高等学校教育改革の内容とするよう、県教育委員会議で下記事項について検討し、実現されるよう要望いたします。

## 記

### (1) 青森県立浪岡高等学校の存続及び同校を全国募集導入候補校とすること。

(主な理由)

- ① 浪岡高校は、全国的評価の高いバドミントン部や日本音楽部、空き缶壁画制作活動、浪岡北畠まつりへの参加などの活動は、同校の共育内容が豊かで人材育成に大きな成果を上げ、地域に貢献している証であり、将来においても同校の存続は必要です。
- ② 第2期実施計画（案）では、野辺地高校が1学級の普通校として存続することになっているが、浪岡高校は野辺地高校と同程度の入学者数で、むしろ最近は地元から浪岡高校への入学者が増えているのに、統合されるのは不公平であり、不平等な扱いで、再検討すべきです。
- ③ 第1期実施計画期間中での上北地区の統合で野辺地高校に与える影響は少なく、むしろ浪岡中学校からの入学者が多かった黒石商業が閉校となり、浪岡地区の中学卒業生に大きな影響を与えていることから、野辺地高校同様に浪岡高校を1学級の普通校として存続させるべきであるにもかかわらず、浪岡高校だけを統合するのでは、計画案は、整合性と一貫

性がかけており、再検討すべきです。

- ④ 浪岡高校には、既に県外から、バトミントン部活動を希望して浪岡中学入学し、浪岡高校に進学する生徒も多く、部活動を指導、支援する体制も整っており、全国募集の実績があり、更に増える可能性が大きく、検討すべきです。

## (2) 第2期実施計画(案)を白紙撤回すること。

(主な理由)

- ① 浪岡高校統合案に反対の声が強くあるように、大湊高校とむつ工業高校統合案や木造高校学級減案に関係自治体等から反対の声も強く、これを無視して計画を決定すべきではありません。
- ② 野辺地高校を普通校として1学級存続する考え方には賛同するが、同様の考え方で地域校とされる鱒ヶ沢高校、三戸高校も普通校として存続させなければ一貫性が問われます。第1期実施計画で大きな影響が生ずるのは、上北地区だけではなく、他地域も同様でありながら異なった扱いをしては、関係者の理解は得られず再検討する必要があります。
- ③ 県教育委員会が理想とする学校規模の標準を「1学級40人、1学年4学

級」であるとの説明に地区意見交換会や地区懇談会で多くの疑問や見直しの意見が出されているにもかかわらず、その考え方と進め方に固執し、学級を減らし、地域から高校をなくしてきたことに関係者は不安を持っていることから、この「標準」を再検討する必要があります。

- ④ 1学級40人を基準とする法律が改正され、自治体の事情と判断が尊重され、小規模校でも優れた教育活動している学校も多く、4学級以下の県立高校も増えていることから、少人数学級、小規模校の良さをいかすことを高校教育改革の基本的方向とするよう検討すべきです。
- ⑤ 地域校の基準緩和を求める要望が関係自治体等から出されているにもかかわらず、これを見直しせず、計画案では更に2校増やすのは説得力がありません。地域校は、これまで田子高校などが閉校となり、地域校制度は、将来に不安を持たれることから廃止し、新たな方策を検討する必要があります。
- ⑥ 一方で、地域校を全国募集導入候補校とするのでは、関係自治体からの協力、支援も限定的で、数年後に閉校となる不安のある高校に、県外から入学を希望する生徒数をどれ程期待できるか、矛盾した取り組みであり、定員充足率が5年平均90%以下の学校を候補校とすることも含めて、全国募集の制度設計を再検討する必要があります。

- ⑦ 全国募集導入にあたっては、県教育委員会としての教育的意図や目的などビジョンを明確にし、併せて導入校及び関係自治体に対する施設、人事、財政等の優遇措置も知事部局と協議し示すべきで、検討する必要があります。
- ⑧ 全国募集導入校は、生徒数が不足しているからとの数合わせではなく、教育の内容と質の向上を図り、希望者が幅広く進学先を選択できるような候補校とするよう再検討する必要があります。
- ⑨ 地域社会における県立高等学校の役割、及び、地域社会が生徒の向上発達に果たす役割は多岐多様であり、学校教育、社会教育、家庭教育とのかかわりも重要でありながら、これらに関する検討が不十分であり、再検討する必要があります。
- ⑩ 本計画案が1学級40人、1学年4学級に固執する理由の一つに、教員定数に係る法律、制度が考えられ、その影響を人口の少ない地域の児童生徒が受け、学級が減らされる学校が閉校になるなど、教育環境の後退を招いていることは否定できず、この責任は児童生徒ではなく、教育行政のあり方にあります。県教育委員会として、本県独自の少人数学級と小規模校推進のための教職員配置及び予算化について知事と協議するよう検討すべきです。



(3) 少子化時代に対応できる新たな県立高等学校教育将来ビジョン策定の検討を行うこと。

(主な理由)

- ① 第2期実施計画案の基本は、平成27年度の「県立高等学校将来構想」答申ですが、改革を口実に学級を減らし、地域から学校をなくしてきました。同計画案に対する反対の声が多いことから明らかなように、今後これをすすめることは不可能であり、平成27年度答申に代わる新たな取り組みが必要です。
- ② 生徒にとって必要な教育環境は、県教育委員会が標準とする「1学級40人、1学年4学級」を維持するだけではありません。情報化、少子化、国際化の時代に対応できる一人一人の個性と多様性をいかし伸ばす本県高等学校教育のあり方を、県民参加を得ながら、新たな青森県立高等学校等学校教育将来ビジョンを策定すべく検討する必要があります。
- ③ 本計画を令和3年度に決定しても、全国募集導入は令和5年度であり、4校の統合は、令和10年度開校予定であることから、決定を1から2年延期し、その間は、第1期実施計画の内容で進めても問題ありません。反対、疑問、矛盾のある計画案に固執するよりも未来志向で新たな将来ビジョン策定を目指すことが、本県高等学校教育の振興と児童生徒の健

やかな発達向上に必要かつ重要と考えます。

青森県教育委員会

教育長 和嶋 延寿 殿

## 青森県立高等学校地域校の基本方針に係る 猶予期間の設定を求める要望書



鯉ヶ沢高校

SBP 活動で地元食材を使用した「カシ君おやき」を販売



大間高校

めんちょこ活動部で「フェリー旗振りウエルカム活動」



六ヶ所高校

郷土企業の理解を深め、職業観・勤労観を身に付ける「村内企業研究会」



三戸高校

生徒によるハート形のサクランボ「ジュノハート」の販売（松尾町長と）

地域校立地町村連絡協議会





## 青森県立高等学校地域校の基本方針に係る猶予期間の設定を求める要望書

青森県教育委員会では、令和5年度からの青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画において鱒ヶ沢高等学校、大間高等学校、三戸高等学校、六ヶ所高等学校を地域校とする案を示しています。

また、地域校の学級減及び募集停止となる条件として、2年継続して一定の基準を下回る場合という基本方針に定める基準も併せて示しています。

上記4校立地町村では、地元の高校の将来にわたる存続は、地域の次代を担う若者の人材育成及び地域振興の面からも最重要課題であるとの位置づけのもと、現在、それぞれの自治体が近隣町村との広域連携も含めて、独自に当該校に対する支援を行っているところであります。また、青森県教育委員会から提案されている地域校配置後の地域校活性化協議会による学校の魅力化推進、全国募集等についても積極的に関わり、事業を推進していくこととしています。

このような状況にあって、地域校立地町村連絡協議会に所属する4町村長の一致した見解は、全国募集及び地域校活性化協議会については、県教育委員会より提案があった事業であり、それらの事業に取り組んだ場合、2年間で結果を出すのは非常に困難であるとともに、取り組みを検証し課題を解決しながら成果を出すためにも、第2期計画の5年間については、猶予期間は必要であるということでもあります。

よって、以上のことから地域校の学級減及び募集停止の基本方針について猶予期間の設定をお願いしたく要望いたします。

一 基本方針には①入学者数が1学級規模の募集人員である40人以下の状態が2年間継続した場合、原則として翌年度に1学級とする。②募集人員に対する入学者数の割合が2年間継続して2分の1未満となった場合、基準に該当した翌年度の募集停止を基本とし、当該高校の所在する市町村等が通学困難となる生徒の通学等について協議するとあるが、それぞれ第2期計画内において全国募集又は地域校活性化協議会を設置し、地域校の活性化の取り組みを実施する地域校については、対象外としていただきたく要望します。

令和3年10月29日

地域校立地町村連絡協議会	会 長	鱒ヶ沢町長	平田 衛
	理 事	大間町長	野崎尚文
	理 事	三戸町長	松尾和彦
	理 事	六ヶ所村長	戸田 衛

## 地域校立地 4 町村による地元高校への支援体制の紹介

作成：地域校立地町村連絡協議会

### ◇ 県立鰯ヶ沢高等学校

[鰯ヶ沢高等学校支援事業]

#### ▽ 連携事業

→ 令和元年 6 月 12 日、鰯ヶ沢町と鰯ヶ沢高校の連携協定締結

1) 鰯ヶ沢高校 SBP 研究会事業への支援 [実行委員会への負担金：1,500 千円]

⇒ 胸キュンプロジェクトによるポスター制作 (令和 2 年度全国 SBP 交流フェアプレゼンテーション 全国 2 位)、カ士くんおやき販売促進など

2) 鰯高 EC みらい塾開講 [事業費：684 千円]

⇒ 楽天市場出店の地元企業販売ページの共同作成など

3) 中高連携事業 (鰯中と鰯高との合同運動会の実施=6/26、授業・教員交流=検討中)

4) 広報あじがさわによる鰯ヶ沢高校の紹介 (毎月「鰯高通信」)

#### ▽ 助成金事業

1) 各種検定試験補助事業、2) 部活動遠征費補助事業 [左記項目併せて交付額：500 千円]

3) 入学時支援事業 [令和 4 年度から実施予定、予定予算額：840 千円]



### ◇ 県立大間高等学校

[大間高等学校支援事業]

#### ▽ 中高連携 [予算額：11 千円]

1) 授業公開、2) 中学生体験入学などを実施、3) 北通り地域中高連携協議会の設置

#### ▽ 広報活動への財政的支援 [予算額：20 千円]

#### ▽ 各種研修 [予算額：211 千円]

1) 授業力向上研修、2) 県外企業訪問

#### ▽ 講演会・講座 [予算額：180 千円]

1) キャリア形成支援プログラム「大学生とカタル、キャリアサポート養成事業」

#### ▽ 教育活動 [予算額：1,300 千円]

1) ボランティア活動、2) 各学年進路講習 (学年別夏・冬講習、公務員講習)

3) 進研模試、4) 生徒の大学見学会、5) 高校生のための学びの基礎診断

6) スタディサプリ利用料全額補助 (学習動画配信サービス)

7) ICT を活用した学力向上事業委託 (講師に係る諸費用)



## ◆ 県立三戸高等学校



### [三戸高等学校支援事業]

#### ▽ 小中高連携事業

→ 平成25年1月23日 三戸高等学校と町内全小中学校との連携協定締結

1) 「三戸小学校寺子屋」学習支援ボランティア

⇒ 夏季休業中の小学生への高校生による学習支援

2) 三戸小学校立志科授業「ようこそ先輩～三戸高校生から学ぶ～」

⇒ 高校生による地域活動や自らの夢や高校の勉強、部活等の発表

3) 部活動の合同練習・発表

⇒ 吹奏楽部の合同練習と町内イベントでの発表、ソフトテニス部の合同練習

4) 小中学校の行事支援

⇒ 杉沢小中学校の運動会や文化祭へのボランティア参加

#### ▽ 支援事業 [総事業：3,000 千円]

1) 資格取得費支援 ⇒ 英語検定、漢字検定など各種資格取得費への支援 [補助率：10/10]

2) 通学費支援 ⇒ 町外から通学する生徒の通学費への支援 [補助率：1/2]

3) 学習支援 ⇒ 学習動画配信サービス「スタディサプリ」利用者への支援 [補助率：10/10]

4) 部活動支援 ⇒ 部活動の遠征に要する費用についての支援 [補助率：10/10]

## ◆ 県立六ヶ所高等学校



### [六ヶ所高等学校支援事業]

#### ▽ 村内企業研究会

・目的：郷土の企業に対する理解を深め、様々な職業の方から話を伺うことで働くことの意義や大変さを知り、望ましい職業観・勤労観を身に付ける

・総括：3年間を通して研究会に臨むことにより、「働くことの意義」「自己の適性」「業務内容」を深く学び、ミスマッチを防ぐことができ、将来就職してからも自分が企業の一員として社会を支えているという自覚を持って従事することができる

#### ▽ 通学バス運行委託 [年間委託費：83,678 千円]

・大型バス3台、マイクロバス2台

#### ▽ 六ヶ所高校活性化対策協議会補助金 [補助金：2,519 千円]

1) スタディサプリ (学習動画配信サービス、対象:3 学年)、

2) 企業・大学等見学会 (対象:1～2 学年)、3) 東北地区大学見学会 (対象:1～2 学年)、

4) 進学学習 (対象:1～2 学年)、5) 公務員試験対策講座、6) スポーツ講習会、

7) バス借上げ (対象:各種大会等)

令和3年10月29日

青森県教育委員会

教育長 和嶋 延寿 殿

青森県議会「青和会」

川 村 悟



一戸富美雄



関

良



## 「青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画（案）」 に対する要望書

青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（改定案）については、令和2年6月3日に公表され、その後6月4日から7月3日までパブリックコメントを実施するとともに、県内6地区6会場で地区懇談会が開催され、広く県民の意見を聴取し、令和2年8月5日に改定・公表されたところです。

そして、第2期実施計画（案）については、令和2年8月5日に改定された基本方針や国の制度改正等を踏まえた計画であり、地区意見交換会を通じて、具体的な取り組みを取りまとめたものと受け止めています。

しかし、本年7月7日に公表された「青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画（案）」について、関係する地域での懇談会が開催されましたが、どの懇談会においても懇談予定時間を大幅に超過するなど、計画実施に当たって地元自治体や経済団体から多くの意見要望が出されたところです。

教育環境や地域の発展については、私たち大人が子供たちの将来を考え、責任を持った対応が求められていると思います。県としてこれまでの懇談会等を通じて出される地域の声を真摯に受け止め、実施計画に生かしていただきたいと思います。



当会としては下記事項について要望いたします。

## 記

1. 昨年、県内有識者で構成された「青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針検証会議」における評価・意見を確実に第2期実施計画に反映すること。
2. 全国募集については、地域校4校と過去5年間の定員充足率が9割以下となっている4校の8校が候補校となりますが、教育環境や生活環境で、地域自治体から出されている要望等に対し、県として十分対応すること。特に浪岡高校については、これまでの取り組みと実績を考えれば、県外生徒の入学が十分に見込まれる状況だと思しますので、存続し、全国募集の導入校とすること。
3. 地区懇談会で、県教育委員会としては、望ましい学級数について4学級とし、そのことが教員の配置数や生徒の学びの環境に大きく影響するといった答弁をされていますが、コロナ禍による教育環境の変化も大きなものがあります。特に、ICTを利用した環境については、今後国としても強力に進めていくことから、小規模高校にも一層、ICT環境の整備・推進を図ること。
4. 誰もが平等に学べるような、特別な支援を必要とする生徒のための環境づくりと、過度な負担とならない通学環境を確保すること。
5. 高校の廃止を含む第2期実施計画の内容について、具体的に地域が認識したのは、本年7月だと受け止めています。したがって、地域から出されている入学者数の増加などにむけた取り組みについて、実行できる期間5年間を確保すること。
6. 本県を担う若い力を育てていくためには、県と地域が一体となって取り組んでいくことが重要と考えます。したがって、地域の理解を得ないままの第2期実施計画推進としないこと。

以上

○青森県スポーツ推進審議会条例

平成二十三年十月十七日  
青森県条例第四十四号

(設置)

第一条 スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十一条の規定に基づき、青森県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、スポーツ基本法第十条第一項の地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議し、及び同法第三十五条に規定するスポーツ団体に対する補助金の交付について意見を答申する。

(組織)

第三条 審議会は、委員十八人以内をもって組織し、その委員は、スポーツに関する学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(青森県スポーツ振興審議会条例の廃止)
- 2 青森県スポーツ振興審議会条例(昭和三十七年三月青森県条例第十四号)は、廃止する。  
(特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 次に掲げる条例の規定中「スポーツ振興審議会委員」を「スポーツ推進審議会委員」に改める。
  - 一 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第三十九号)第一条第七十九号及び別表第二
  - 二 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)第一条第七十九号及び別表第三



青森県スポーツ推進審議会 人事(案)

現委員 (任期: 令和元年11月13日～令和3年11月12日まで)				次期候補者 (任期: 令和3年11月13日～令和5年11月12日まで)								
No.	氏 名	就任回数	住 所	選考分野	所属先での役職等	備考	新 任	氏 名	就任回数	住 所	選考分野	所属先での役職等
1	川越 流美子	3期	弘前市	競技スポーツ	青森県なぎなた連盟理事長		⇒	迫 祐子	1期	野辺地町	競技スポーツ	青森県空手道連盟強化委員会委員
2	川畑 智子	2期	むつ市	地域スポーツ	青森県スポーツ推進協議会委員 (女性委員会副委員長)			川畑 智子	3期	むつ市	地域スポーツ	青森県スポーツ推進協議会委員 (女性委員会副委員長)
3	齋藤 春香	5期	神奈川県	競技スポーツ	あおもりのアスリートネットワーク代表 (日立ソフトボール部監督)		⇒	中嶋 亜弥	1期	弘前市	競技スポーツ	あおもりのアスリートネットワークメンバー
4	齋藤 和香美	2期	八戸市	学校体育団体	前八戸市小学校体育科教育研究会会長 (八戸市立中居林小学校校長)		⇒	小川内 睦子	1期	平川市	学校体育団体	南地方小学校教育研究会体育部会 監事 (平川市立猿賀小学校校長)
5	澤田 孝頼	2期	青森市	学校体育団体	青森県中学校体育連盟会長 (青森市立油川中学校校長)			澤田 孝頼	3期	青森市	学校体育団体	青森県中学校体育連盟会長 (青森市立油川中学校校長)
6	鹿内 葵	1期	弘前市	地域スポーツ	NPO法人スポネット弘前理事長			鹿内 葵	2期	弘前市	地域スポーツ	NPO法人スポネット弘前理事長
7	下川原 堅蔵	1期	青森市	学校体育団体	青森県高等学校体育連盟会長 (青森県立青森西高等学校校長)			下川原 堅蔵	2期	青森市	学校体育団体	青森県高等学校体育連盟会長 (青森県立青森西高等学校校長)
8	津田 英一	1期	弘前市	スポーツ医科学	青森県スポーツドクターの会理事			津田 英一	2期	弘前市	スポーツ医科学	青森県スポーツドクターの会理事
9	成田 一二三	3期	青森市	行政機関	青森県市町村教育委員会教育長会長 (青森市教育委員会教育長)			成田 一二三	4期	青森市	行政機関	青森県市町村教育委員会教育長会長 (青森市教育委員会教育長)
10	船場 亜希	3期	八戸市	競技スポーツ	青森県スケート連盟強化委員会委員			船場 亜希	4期	八戸市	競技スポーツ	青森県スケート連盟強化委員会委員
11	法官 新一	1期	八戸市	その他有識者	学校法人光星学院理事長			法官 新一	2期	八戸市	その他有識者	学校法人光星学院理事長
12	本間 正行	4期	弘前市	スポーツ医科学	弘前大学名誉教授	会長		本間 正行	5期	弘前市	スポーツ医科学	弘前大学名誉教授
13	増田 あけみ	1期	青森市	地域スポーツ	青森県女子体育連盟会長			増田 あけみ	2期	青森市	地域スポーツ	青森県女子体育連盟会長
14	目澤 伸一	2期	八戸市	その他有識者	青森県スポーツ推進委員協議会会長	会長職務代理		目澤 伸一	3期	八戸市	その他有識者	青森県スポーツ推進委員協議会会長
15	山田 金治	1期	大鰐町	地域スポーツ	一般財団法人青森県身体障害者福祉協会会長		⇒	東山 国男	1期	八戸市	地域スポーツ	一般財団法人青森県身体障害者福祉協会会長
16	六角 正人	1期	青森市	その他有識者	青森観光光JOハッソソコ協会専務理事			六角 正人	2期	青森市	その他有識者	青森観光光JOハッソソコ協会専務理事
17	杉本 和那美	1期	弘前市	公募	弘前大学教育学部保健体育講座講師		⇒	大野 智子	1期	青森市	公募	青森県立保健大学健康科学部栄養学科准教授

※平均年齢 (60.2歳)

※女性登用率 (41.2%)

→ ※平均年齢 (58.6歳)

※女性登用率 (41.2%)